

個人情報保護審議会（第 61 回）会議録

1 会議の日時及び場所

( 1 ) 日時

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日 ( 水 ) 午後 6 時から午後 8 時まで

( 2 ) 場所

神戸市中央区下山手通 4 丁目 1 6 番 3 号  
兵庫県民会館 9 階 会議室 9 0 2 号室

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩
上羽 慶市	齋藤 修	藪野 正昭

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名 ( 事務局 )

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	個人情報・行政手続係長	白井 重孝
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

個人情報保護条例の見直しについて ( 諮問受付番号 1 5 - 4 号案件 )

- ( 1 ) 個人情報の収集目的を県民等に説明する仕組みについて
- ( 2 ) 個人情報の取扱態様の公表制度について
- ( 3 ) 個人情報の収集時の収集目的の明示規定の創設について
- ( 4 ) 開示実施時に収集目的の通知規定の創設について
- ( 5 ) 個人情報の適切取扱義務規定の見直しについて
- ( 6 ) 罰則規定の創設について

5 議事の要旨

調査審議事項

委員： 個人情報の収集目的を県民等に説明する仕組み及び個人情報の取扱態様の公表制度について、事務局 ( 県民情報室 ) より説明していただく。

事務局より、個人情報の収集目的を県民等に説明する仕組み及び個人情報の取扱態様の公表制度について説明が行われた。

委員： ご質問・ご意見を伺いたい。

委員： 行政機関法第 1 0 条の個人情報ファイルを保有するときの総務大臣への事前通知制度の趣旨を説明していただきたい。

事務局： 行政機関が個人情報ファイルを取得する際に、総務大臣に事前に

通知して、総務大臣が行政機関法の各規定に違反していないかの事前確認を行うことである。

委員： 本県の場合、対応させようと思えば、知事に事前通知することになるのか。

事務局： そうである。国の場合、行政機関の長に個人情報取扱の裁量を認め、取扱いをチェックする部分を総務大臣の事前通知で担保している。しかしながら、本県の場合、収集及び利用、提供制限の例外的取扱いについては審議会での審議において適正さを担保する仕組みを講じている。したがって、本県において総務大臣への事前通知に対応する制度は必要ではないと考える。

委員： 「個人情報の収集目的」欄に、個人情報データベースの目的を追加して記載する場合、収集目的はどの単位で見ることになるのか。

事務局： 個人情報データベースの目的も含め個人情報取扱事務全体でみることになる。

委員： 現行条例の第13条に規定する登録簿による公表制度を維持したいという説明があったが、現在、開示請求対象になるのは、登録簿に記載されたものだけなのか。

事務局： 開示の対象となる情報は、実施機関が保有する個人情報である。仮に登録簿で公表していない事務があった場合でも、実施機関が保有している個人情報は開示請求の対象となる。

委員： 登録簿は、県民が自分の情報を知るためのインデックスなのか。

事務局： そうである。

委員： 登録簿は、収集目的と収集する個人情報の内容等を記載したものである。

委員： 今までは、保有している文書ファイルについては公表していなかったのか。

委員： そうである。

委員： 今後も保有している文書ファイルについて公表しないのか。

事務局： 今後は、事務を遂行するにあたって個人情報をデータベース化したものを保有していることを登録簿の収集目的欄に記載する方向で検討している。

委員： 国の場合は、すべての個人情報データベースを公表するのか。

委員： そうである。国の場合は、ファイル単位で公表することになる。

委員： 国の場合、ファイル簿での公表なので対象となる単位が小さく、詳細である。県の場合にも、そのようなメリットを取り入れた制度にしていく必要がある。

事務局： 本県では、ファイル単位よりも広い事務単位で公表している。しかし、それぞれの事務において、個人情報の収集目的を明示することで県民には取扱い態様について明らかにしている。ただ、電算化、データベース化している個人情報の取扱いについては県民の関心も

高く、これを不適正に取り扱おうと大量の個人情報が流出するなどの危険があるので、その保有の状況を公表していきたい。

委員： 実施機関の取り扱う個人情報は概ねデータベース化されているのか。

事務局： ほとんどがパソコンにより処理されているが、散在する情報も多い。

委員： データベース化されていない散在情報すべてにインデックスを作成することはできない。データベース化されていない情報、インデックス化することが難しい散在情報を広く含めた登録簿を作成するか、データベース化されているもののみについてファイル簿を作成するか、どちらも一長一短があると思う。

委員： 罰則規定との関係であるが、ファイル概念を規定することになるのか。

事務局： 罰則規定の対象となる個人情報ファイルとは、電算処理したファイルであり、罰則規定においてその意義を明らかにするとともに、登録簿に、データベース化している個人情報の目的を明記する運用を考えている。

委員： 特定のキーワードで個人情報を特定できるときは、個人情報ファイルに該当するのか。

委員： そうである。

委員： 電算処理とは、体系化されて、整理されたものを意味していると思うが、Excel に入力しているものに関しては電算処理にあてはまるのか。

委員： Excel に入力して、通し番号をつけて整理をしていけば個人情報ファイルになると思う。

委員： 県民には登録簿をインデックスとして公表して、それに基づき開示を行うこれまでの運用、編綴の方法で問題がないという理解でよいか。

事務局： そうである。

委員： 将来は、散在情報は電算化されていくのか。

委員： されないと思う。県の行政活動がすべて電算化されればともかく、どこに個人情報が記載されているかは見当がつかない状態であると思う。県民から開示請求があった場合は、どのような文書、ファイルがあるかを個別具体的に特定する作業は、これまでもやってきた。

委員： 個別具体の開示請求においては、窓口対応、教示制度、補正により、対応できると思う。

委員： 個人情報の関心が高まり、価値判断が変わることにより、見直すべき事項が現れてくると思う。

事務局： その際には、順次見直していくことになると思う。

委員： 将来的に、散在情報がファイル化されていくのであれば、ファイ

ル簿単位での公表が望ましいと考える。

- 委員： 散在情報については、残ると思う。
- 委員： 運用として個人情報データベースを登録簿の中に記載していくことは望ましいと思う。その前提として、データベース化されたものが県の事務にどの程度あるのか調べる必要がある。個人情報データベースに該当するものを各課室に説明することは難しいと思うが、現段階でその調査は予定しているのか。
- 事務局： 個人情報データベースは罰則の対象となるので、各課室には、その趣旨を徹底していく必要があると考えており、調査することは必要である。
- 委員： 罰則については、裁判所がデータベースに該当するかの判断を行うことになると思うが、実施機関における個人情報の取扱態様の公表制度について総括すると、現状の個人取扱事務登録簿による公表制度を維持する。ただ、個人情報をデータベース化している場合は、登録簿に順次記載していくこととする。将来的には、行政の事務処理が変わってきたときには当然に検討する。以上でよろしいか。
- 委員： 異議なし。
- 委員： 個人情報の収集目的を県民等に説明する仕組み(案)については、いかがか。
- 委員： 異議なし。
- 委員： 事務局より個人情報の収集時の収集目的の明示規定の創設について説明していただく。
- 事務局より、個人情報の収集時の収集目的の明示規定の創設について説明が行われた。
- 委員： 本人に明示する収集目的の内容はどの程度のものを考えているのか。
- 事務局： 本人が収集目的を認識できるように明示することを考えている。
- 委員： 先行7県は本人収集の原則と併せて利用目的の明示規定を措置しているのか。
- 事務局： 5県が措置している。
- 委員： 先行7県は登録簿による公表か。
- 事務局： そうである。
- 委員： 明示する利用目的は、登録簿に記載した利用目的であるのか。
- 事務局： そうである。
- 委員： 口頭で受けた収集目的と登録簿に記載された利用目的が異なる場合に、利用停止請求があるかもしれない。収集目的は、担当が明確に理解できるようにし、県として運用を統一するべきである。
- 事務局： 登録簿に記載した個人情報の収集目的を明示するよう運用上の統一を図りたい。
- 委員： 電算処理データで使用する事自体の目的でなく、業務上の目的

が収集目的となるのか。

事務局： そうである。

委員： 個人情報データベース化して管理、利用している場合に個人情報データベースの目的を記載していくことになると思うが、データベースの有無の調査自体がこれからであるから、データベースがあるにもかかわらず、記載されないことは容易に想定できる。その場合に、収集目的違反と解釈される可能性があることを懸念する。だから、登録簿の中にデータベースがあるということを別枠で記載してはどうか。そうすることで収集目的とは別次元の問題となるので、利用停止の問題は生じないと思う。

委員： それはいい考えだと思う。

委員： 個人情報データベースがあることは、重大なことなのか。

事務局： 個人情報データベースが不適正に流出すると、取りかえしがないことになる。

委員： 話を収集目的の本人への明示に戻すが、従来から本人収集の場合には、事実上収集目的を通知してきたが、新たに収集目的を通知することを明示的に義務づける規定を設けるという趣旨か。

事務局： そうである。

委員： 本人外収集の場合には、本人に収集している情報を通知することに代え、登録簿で収集していることを明らかにしている。口頭による収集の場合には収集目的を伝えたか曖昧になるので、本人から直接書面により収集する場合に限定することでよいか

委員： 異議なし。

委員： 緊急の必要がある場合等の例外規定については、行政機関法に倣い措置することによろしいか。

委員： 異議なし。

委員： 開示実施時に収集目的の通知規定の創設について説明していただく。

事務局より開示実施時に収集目的の通知規定の創設について説明が行われた。

委員： 個人情報保護条例の見直検討のための論点整理 P 6、4 個人情報の収集目的を本人が認識できる程度に通知するとは、収集の時とは異なる収集目的を想定しているのか。

事務局： 個人情報取扱事務登録簿の収集目的という意味である。

委員： 収集時と同じ目的という意味か。

事務局： そうである。

委員： 開示実施時に収集目的の通知する規定は、収集時の収集目的の明示規定と対応する規定なので、措置することによいか。

委員： 異議なし。

委員： 個人情報の適正取扱義務規定の見直しについて説明していただく。  
事務局より個人情報の適正取扱義務規定の見直しについて説明が行われた。

- 委員： 個人情報を適正に管理する義務を、努力義務から義務規定にすることの大きな違いはあるのか。
- 事務局： 努めなければならぬと規定されていた場合には、安全確保の措置を講じていなくても、努力義務と説明できる。講じなければならぬと規定されている場合に、何も講じていなければ、怠慢であることを回避できない。また、条例制定時に比べ、IT化が格段に進展していることに鑑み、実施機関が個人情報を適正に管理する義務を努力義務ではなく義務として規律することが適当であると考えます。
- 委員： 誰かに対して負う義務や義務違反を追求される義務というよりは、法秩序の上で行政機関として当然課されている義務であると思う。また、県の職員にとっては義務規定にすることに大きな意味があると思う。
- 実施機関が個人情報を適正に管理する義務を努力義務から義務として規律することでよいか。また、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者についての適正管理義務も努力義務ではなく、義務として規律することでよいか。
- 委員： 異議なし。
- 委員： 事務局より罰則規定の創設について説明していただく。
- 事務局より罰則規定の創設について説明が行われた。
- 委員： 長崎県、県内市町の姫路市、宝塚市、川西市及び温泉町の職員等への罰則の内容は、行政機関法とは関係なく設けた規定であるのか。
- 事務局： そうである。
- 委員： 先行7県の罰則の状況を教えていただきたい。
- 事務局： いずれも罰則規定はない。これは、罰則規定がなかった平成14年3月に国会に提出した行政機関法案の段階で、先行7県は条例規定を検討したためだと考えている。
- 委員： 行政機関法と同様の罰則規定があるのは、名古屋市ぐらいか。
- 事務局： 聞いている範囲ではそうである。
- 委員： 同じ公務員として同様の規定を設けることは適切であると思う。
- 委員： 一定の権限を持って情報収集しやすい立場にあるので厳しい罰則規定は当然である。
- 委員： 個人情報保護の見地からは、罰則規定を設けることは望ましい。
- 委員： 個人情報保護条例の罰則規定と、地方公務員法の罰則規定の関係について説明していただきたい。
- 事務局： 地方公務員法では、個人の秘密を漏らした場合、守秘義務違反の場合、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられる。守秘義務違反と個人情報の罰則、両方に重なる行為をしたときは、量刑の重い方により処罰されることになる。
- 委員： 地方公務員法上の懲戒処分は、これらと併せて科すことができるのか。

- 事務局： できる。
- 委員： 懲戒処分は、刑罰ではないので可能である。
- 委員： 懲戒処分は、条例ではなく地方公務員法によるものか。
- 委員： そうである。
- 委員： 地方公務員法の守秘義務違反よりも重い罰則を、行政機関法第53条から第55条に倣い、条例で規定することは可能か。
- 委員： 基本的に構成要件が異なるため、地方公務員法より条例の罰則の方が重いということにはならない。ただ、ある行為が地方公務員法と個人情報保護条例の罰則の対象となることはある。
- 委員： 行政機関法第53条に規定する個人情報ファイルについて説明していただきたい。
- 委員： データベース化して保有している個人情報をいうのである。
- 委員： 職場のパソコンに、情報を取り込みメール添付ファイルで送信する場合、どの規定に該当するのか。
- 委員： そのときに問題となるのは、添付ファイルで送信する情報が、個人の秘密が含まれた個人情報データファイルであれば、行政機関法第53条の対象になる。
- 委員： インターネットポルノの処罰においては、有体物でないものに対し、刑法第175条で処罰している。行政機関法第53条は有体物ではないということか。
- 事務局： そうである。
- 委員： 行政機関法第54条は、口頭による提供であっても対象となるのか。
- 委員： 対象となる。
- 委員： 県職員又は職員であった者は、今後ずっと罰則の対象になるのか。
- 委員： そうである。
- 委員： 審議会委員への罰則はどう考えているのか。
- 事務局： 審議会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合も、本県情報公開審査会の委員と同様に、地方公務員法の守秘義務規定に準拠した形で措置していきたいと考えている。
- 委員： 罰則規定について、いかがか。
- 委員： 異議なし。
- 委員： 少し話題を変えるが、条例は、実施機関と規定しており、行政機関法のような、行政機関の長という概念がでてこないが、なぜか。
- 委員： 国は、行政機関というときに、国家行政組織法等において省庁を行政機関と規定している。行政機関の長は、大臣、長官である。一方条例では、知事を実施機関としている。実施機関にあたるものが、行政機関の長に当てはまる。
- なお、現行条例第30条以下の事業者部門に規定する知事とは、実施機関という意味ではなく、民間事業者に対する行政機関として

の知事である。

委員： 行政機関法では、収集及び利用提供制限の例外取扱いに関し、審議会の意見を聴く制度を設けていないのか。

委員： 設けていない。国の場合は、各省単位で事務を行っているため、審議会を設置するとすれば、各省単位で設置しなければならない。しかし、不服申立の審議については、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになる。審議会の意見を聴くという規定は、地方自治体の個人情報保護制度の特色であり、今後も審議会事前関与制度は存置していくべきだと考えている。

## 6 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第61回）資料